

第10章 雑則

(業務の委託)

第87条 事業主は、〇〇会社に次に掲げる業務を委託する。

- 一 給付の支給に関する業務
- 二 掛金の額の計算に関する業務
- 三 年金数理に関する業務
- 四 加入者等の記録の管理に関する業務

(趣旨)

- 令第2条第5号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 事業主が業務を委託する相手方は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、企業年金連合会又は令第67条第1項に規定する指定法人とすること（法第93条及び令第67条第1項）。
- 法第93条の規定に基づき事業主が業務を委託する場合には、確定給付企業年金の事業の実施に支障を及ぼすことがないように、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならないこと（令第66条）。なお、当該委託先を選定に当たっては、法令解釈通知第8の1に定める基準によること。

(事業年度)

第 8 8 条 本制度の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

(趣旨)

- 法第 4 条第 7 号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 事業年度は、原則として 1 年とすること (令第 6 9 条)。
- 規則第 4 9 条第 1 号から第 3 号までに掲げる場合又は事業年度を変更した場合に限り、事業年度を 6 月以上 1 年 6 月以内とすることができること (令第 6 9 条ただし書及び規則第 1 1 3 条)。《附則第 6 条参照》

(事業主の行為準則)

第89条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。
- 二 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
- 三 特別な利益の提供を受けて契約を締結すること。

(趣旨)

- 法第69条及び規則第86条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(業務概況の周知)

第90条 事業主は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - 七 基本方針の概要
 - 八 その他本制度の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - 二 書面を加入者に交付する方法
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - 四 その他周知が確実に行われる方法
- 3 事業主は、周知事項について、加入者以外の者であつて事業主が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(趣旨)

- 法第73条及び規則第87条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(届出)

第91条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。

2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。

(趣旨)

○ 法第99条及び規則第118条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(報告書の提出)

- 第92条 事業主は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。
- 一 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - 二 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - 三 積立金の運用に関する事項
 - 四 受託業務の委託先及び当該委託の内容に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。
- 一 貸借対照表
 - 二 損益計算書
 - 三 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
- 4 事業主は、第1項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。
- 5 加入者等は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(趣旨)

- 法第100条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第93条 事業主が厚生労働大臣に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(趣旨)

- 法第97条及び規則第116条第1項の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 平成24年3月31日までの間、法第93条の規定に基づき掛金の額の計算に関する業務を委託している事業主が実施する簡易な基準に基づく確定給付金業年金の年金数理に関する業務に係る書類については、年金数理人が確認し、署名押印したものである必要はないこと(規則附則第3条)。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

〔第94条〕本制度の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として次に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- 一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価
- 二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日）における本制度の繰越不足金（規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。）の額に前号の特別掛金の予想額の現価を本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額

2 前項の掛金は、当該減少に係る事業主が全額を負担する。

(趣旨)

- 複数の事業主が共同して確定給付企業年金を実施する場合には、法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（法第78条第3項の規定の趣旨を明確化するもの。）。

(留意事項)

- 第1項の規定は、実施事業所の減少に伴い増加することとなる他の実施事業所の事業主の掛金の額を規則第88条第1項第1号及び第3項第1号に規定する方法（額）により計算する場合の例であること。
- 実施事業所の減少に伴い増加する他の実施事業所の事業主の掛金の額の計算方法は、規則第88条の規定によること。《代替例参照》

(代替例) 実施事業所の減少に伴い増加することとなる他の実施事業所の事業主の掛金の額を規則第88条第1項第2号に規定する方法により計算する場合

第94条 本制度の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として、当該減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日）において、積立金の額が当該日における最低積立基準額（以下この条において「本制度の最低積立基準額」という。）を下回る額に減少実施事業所に係る最低積立基準額を本制度の最低積立基準額で除して得た率を乗じて得た額

を、掛金として一括して拠出しなければならない。

2 (略)

(法令等の適用)

第95条 この規約に特別の定めがあるもののほか、本制度に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

(趣旨)

- 規約に定めがなくとも、確定給付企業年金に係る業務の執行に法令等の遵守が求められることを明確化するために規約に定めるもの。

※ このほか、受給権者の生存を確認するための手続、各事業主の事務分掌（複数の事業主が共同して規約型確定給付企業年金を実施する場合に限る。）等をあらかじめ規約に定めておくことも認められること。ただし、事務分掌に関し、規約変更承認申請等の各種申請をするに当たっては、各事業主が申請主体となること。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成〇年〇月〇日（以下「施行日」という。）から施行する。

(趣旨)

- 規約の施行期日を明確化するもの。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 施行日において現に第3条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

[2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に実施事業所に使用されていた期間(1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。)は、施行日に、第6条に規定する加入者期間に算入する。]

(趣旨)

- 施行日において現に加入者に該当する者の加入者の資格取得の時期及びその者に係る加入者期間の取扱いを明確化するために規約に定めるもの。

(留意事項)

- 第2項の規定は、令第22条第1項第1号の規定に基づき確定給付企業年金を実施する前に実施事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入する場合に規約に定めるものであること。また、算入する期日を明確に定め、端数処理の方法は合理的に定めること。なお、この規定は、当該加入者期間への算入が、令第22条第1項第2号又は第3号の規定に基づく加入者となる前の期間の加入者期間への算入とは異なり、そのときに加入者である者のみに係る経過措置であることにかんがみ、附則に定めること。《第6条代替例3・4参照》
- 第3条において、休職中の被用者年金被保険者等を加入者としていない場合であって、施行日前に実施事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入するときは、施行日において休職中であるために加入者に該当しない者についても、復職により加入者の資格を取得した日に、当該期間が加入者期間に算入されるよう配慮すること《代替例参照》。

(代替例) 休職中の被用者年金被保険者等を加入者としていない場合

第2条 (略)

2 (略)

3 施行日において〇〇会社就業規則第△条の規定に基づく休職中である者が、施行日前に実施事業所に使用されていた期間(1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。)から休職を開始した日から休職を終了して復職した日の前日までの期間(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除した期間は、その者が休職を終了して復職した日に、第6条に規定する加入者期間に算入する。

(注) 第3項の規定は、(第4条第2号で、)「休職を終了して復職した日」を加入者の資格取得の時期として規定している場合を想定していること。また、加入者期間に算入する期間については、特に、端数処理の順序に留意して明確に定めること。なお、端数処理の方法は合理的に定めること。《第3条代替例8、第4条代替例8参照》

(適格退職年金契約に係る権利義務の承継)

〔第3条〕事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日の前日において当該事業主が締結していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

2 前項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、本制度の資産管理運用機関は、平成〇年〇月〇日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について本制度の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。

(趣旨)

- 法附則第25条第1項の規定に基づき適格退職年金契約に係る権利義務を承継した場合には、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法及び給付の方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 適格退職年金に係る積立金の移換を受ける期限を明確に定めること。
- 適格退職年金契約に係る受給権者について、従前の給付を保障することを明確に定めること。
- 適格退職年金契約の権利義務の承継は、平成24年3月31日までの間に限り、可能であること（法附則第25条第1項）。
- 移行適格退職年金受益者等に係る老齢給付金及び脱退一時金の支給要件を当該適格退職年金契約における支給要件とすることができること（法附則第25条第4項並びに令附則第4条及び第5条）。ただし、移行適格退職年金受益者等以外の確定給付企業年金の加入者に支給される老齢給付金及び脱退一時金については、法第36条第4項及び第41条第3項の規定が適用されること（令附則第6条）。
- 適格退職年金から確定給付企業年金への移行の方法は、法附則第25条第1項の規定に基づく権利義務の承継のほか、法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条の規定に基づき、事業主が、適格退職年金契約の全部又は一部を解除したことにより返還される金額を、確定給付企業年金の加入者となった受益者等に係る過去勤務債務の額を償却するための特別掛金の額として、直ちに一括して払い込む方法があること。《附則第7条参照》

(最低保全給付に関する経過措置)

〔第4条〕附則第2条第2項の規定により施行日前に実施事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入された者に係る第49条第4項第5号及び第6号の最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日（第49条第2項に規定する基準日をいう。）までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(趣旨)

- 令第22条第1項第1号の規定に基づき確定給付企業年金が実施される前に実施事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入する場合であって、規則第54条第2項の規定に基づき最低保全給付の一部を控除する措置を講ずるときは、法第4条第7号の規定により、財務に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- この規定は、令第22条第1項第1号の規定に基づく加入者となる前の期間の加入者期間への算入が、そのときに加入者である者のみに係る経過措置であることにかんがみ、附則に定めること。なお、同項第2号又は第3号の規定に基づき加入者となる前の期間を算入する場合であって、最低保全給付の一部を控除する措置を講ずる場合には、その旨を規約の本則に定めること。《第6条代替例3・4、第49条代替例2参照》
- 法附則第25条第1項の規定に基づき適格退職年金契約に係る権利義務を承継した確定給付企業年金には、規則第54条第2項の規定（最低保全給付の計算方法）の適用について、特例が認められていること（規則附則第9条）。なお、規則附則第9条の規定によらず、規則第54条第2項の規定を適用することは妨げられないこと。《代替例参照》

(代替例) 規則附則第9条の規定に基づき最低保全給付の一部を控除するとき

第4条 前条第1項の規定により事業主が適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継したときは、当該権利義務を承継された者に係る第49条第4項の最低保全給付の額は、同項各号に掲げる最低保全給付の額から、当該権利義務の承継により増加することとなる最低保全給付の額に、平成14年4月1日から基準日（第49条第2項に規定する基準日をいう。）までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を15から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては零とする。）を15で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(注) 端数処理の方法は規則附則第9条の規定によること。

(再評価率及び指標に関する経過措置)

[第5条] [第8条第3項の規定にかかわらず、施行日から平成〇年〇月末日まで適用する再評価率は、△. △パーセントとする。]

[2 第22条第3項の規定にかかわらず、施行日から平成〇年〇月末日まで適用する指標は、□. □パーセントとする。]

(趣旨)

- 給付の額の算定方法として、いわゆる「キャッシュバランス制度」(令第24条第1項第3号に掲げる方法)を用いている場合又は給付の額の改定方法として、指標を用いる方法(規則第28条第2項に規定する方法)を用いている場合であって、再評価率又は指標の適用期間を本則に定めた適用期間と異なる期間とするときには、法第4条第5号の規定により、給付の額の算定方法に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 第2項の規定は、第22条第3項で、指標の算定方法及び適用期間を定めている場合を想定していること。《第22条代替例3・4参照》

(事業年度に関する経過措置)

〔第6条〕第88条の規定にかかわらず、本制度の最初の事業年度は、平成〇年〇月〇日に始まり、平成△年△月△日に終わる。

(趣旨)

- 最初の事業年度の期間を本則に定めた事業年度の期間と異なる期間とする場合には、法第4条第7号の規定により、規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 最初の事業年度は、6月以上1年6月以内とすること（令第69条ただし書及び規則第113条）。《第88条参照》

(特別掛金の払込に関する特例)

〔第7条〕第41条の規定にかかわらず、事業主は、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条の規定に基づき、施行日において当該事業主が締結している適格退職年金契約の〔全部；一部〕を解除したことにより返還される金額を、本制度の加入者となった者（当該適格退職年金契約の解除に係る者に限る。）に係る過去勤務債務の額を償却するための特別掛金として、平成〇年〇月〇日までに、一括して払い込む。

(趣旨)

- 事業主が、法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロ及び規則附則第13条の規定に基づき、適格退職年金契約の全部又は一部を解除したことにより返還される金額を、確定給付企業年金の加入者となった受益者等に係る過去勤務債務の額を償却するための特別掛金の額として直ちに一括して払い込む場合には、法第4条第6号の規定により、掛金の拠出に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの。

(留意事項)

- 一括拠出する特別掛金の払込期限を明確に定めること。

